

厚生労働省発年 0328 第 23 号
令和 7 年 3 月 28 日

財 務 大 臣
加 藤 勝 信 殿

厚 生 労 働 大 臣
福 岡 資 麿
(公 印 省 略)

令和 7 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに
規定する標準報酬平均額及び同号イに規定する率について (報告)

厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 100 条の 3 第 2 項及び厚生年金
保険法施行規則 (昭和 29 年厚生省令第 37 号) 第 89 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、令和 7 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する
標準報酬平均額及び同号イに規定する率を別紙のとおり報告する。

別紙

1 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する標準報酬平均額

令和 2 年度 382,653 円

令和 5 年度 398,725 円

2 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する率

1.042

厚生労働省発年 0328 第 24 号
令和 7 年 3 月 28 日

総 務 大 臣
村 上 誠 一 郎 殿

厚生労働大臣
福 岡 資 麿
(公 印 省 略)

令和 7 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに
規定する標準報酬平均額及び同号イに規定する率について (報告)

厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 100 条の 3 第 2 項及び厚生年金
保険法施行規則 (昭和 29 年厚生省令第 37 号) 第 89 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、令和 7 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する
標準報酬平均額及び同号イに規定する率を別紙のとおり報告する。

別紙

1 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する標準報酬平均額

令和 2 年度 3 8 2, 6 5 3 円

令和 5 年度 3 9 8, 7 2 5 円

2 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する率

1. 0 4 2

厚生労働省発年 0328 第 25 号
令和 7 年 3 月 28 日

文部科学大臣
阿部 俊子 殿

厚生労働大臣
福岡 資麿
(公印省略)

令和 7 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに
規定する標準報酬平均額及び同号イに規定する率について (報告)

厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 100 条の 3 第 2 項及び厚生年金
保険法施行規則 (昭和 29 年厚生省令第 37 号) 第 89 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、令和 7 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する
標準報酬平均額及び同号イに規定する率を別紙のとおり報告する。

別紙

1 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する標準報酬平均額

令和 2 年度 3 8 2, 6 5 3 円

令和 5 年度 3 9 8, 7 2 5 円

2 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する率

1. 0 4 2